積立サポートプラン　会員規約

第１条（規約）

１．この規約は、ミサワホーム株式会社（以下「当社」）が提供する「積立サポートプラン」（以下「本サービス」）を、第２条所定の会員が利用するにあたって適用されます。

２．当社は、運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

３．当社は本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」）を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。

第２条（定義）

１．「会員」とは、この会員規約に同意のうえ第４条所定の入会申込手続（会費の支払いを含む）を完了した者をいいます。会員希望者は本サービスの申し込みを行った時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

２．「会費」とは、第８条所定の積立金額をいいます。会員希望者は入会申込手続き時に任意の積立金額を選択し、入会後も積立金額の変更ができるものとします。

第３条（対象）

１．本サービスの対象はミサワオーナーズクラブ会員が所有する住宅で、住宅１棟につき１契約となります。

２．ミサワオーナーズクラブ会員資格を喪失した場合は本サービスの会員資格も喪失しますが、その際の解約手続き等は会員自らが行うものとします。

第４条（契約）

１．会員希望者は、当社Ｗｅｂサイト・アプリ「ミサワオーナーズクラブ」内の専用窓口からご希望の積立プランを選択し本サービスへお申し込みいただきます。

２．お申込日（第１回目の会費支払い日）を入会日とし、入会手続き完了通知メールの受信を以て入会申込手続の完了、契約締結とします。

３．契約内容および本規約はミサワオーナーズクラブに掲載し、証としての書面の取り交わしは行わないものとします。

第５条（契約更新）

１．本サービスは入会後１ヶ月毎に自動更新され、入会以降、第４条所定の入会日の翌月同日が契約更新日となります。

２．翌月に同日が存在しない場合は、各月の月末最終日が契約更新日となります。

第６条（会費）

１．本サービスの会費は、第８条所定の積立金額を、第７条所定の方法にて支払うこととします。
２．支払われた会費は、第１０条所定のミサワポイント「積立ポイント」として積み立てられ、第１１条所定の還元率でミサワポイント「ボーナスポイント」が加算されます。
３．積立ポイントおよびボーナスポイントは、第１３条所定の利用用途でご利用いただけます。
４．クレジットカードの有効期限切れ等により会費を滞納した場合、自動的に本サービスは解約となります。その場合、積み立てた積立ポイントおよびボーナスポイントに第１４条所定の有効期限が発生します。

第７条（支払方法）
会費の支払方法はクレジットカードのみとなり、会員がご利用の各クレジットカードの明細をもって領収書の発行にかえさせていただきます。

第８条（積立金額）
入会に際し、月額1,000円から10,000円までの間で１口1,000円として１０口までを選択ください。
※積立金額は最大10,000円/月で、入会後も金額の変更が可能です。（第９条）

第９条（積立金額の変更）
１．月々の積立金額はミサワオーナーズクラブ内のMyページより変更可能です。
２．変更が反映されるのは、第５条所定の次回契約更新日からとなります。

第１０条（積立ポイント）
月々の積立金額は積立ポイントとして、積立金額１円＝積立ポイント１ポイントで積み立てられます。

第１１条（ボーナスポイント）
月々の積立金額に応じて、下記の還元率でボーナスポイントが加算されます。

積立金額/月	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000～10,000円
還元率	1%	2%	3%	4%	5%

第１２条（ポイント残高表示）
積み立てた積立ポイントおよびボーナスポイントは、ミサワオーナーズクラブ内のMyページに残高表示されます。

第１３条（ポイント利用用途）
１．積立ポイントおよびボーナスポイントは、下記の用途でご利用いただけます。
（１）保証延長のためのメンテナンス工事を含むリフォーム工事の費用
（２）ミサワホーム公式通販Ｗｅｂサイト「らいさぽＷｅｂ」における商品等の購入(※)
※ウチノコトサービス、リフレッシュサービスへはご利用できません。
２．積立ポイントおよびボーナスポイントはそれぞれを単独で利用することはできず、セットでの利用

となります。利用するポイント数に対し、ボーナスポイント加算時の還元率に応じた下記の分数を乗じる事で、積立ポイント・ボーナスポイントそれぞれの利用数を自動で算出します。

還元率		1%	2%	3%	4%	5%
分数	積立ポイント	100/101	100/102	100/103	100/104	100/105
	ボーナスポイント	1/101	2/102	3/103	4/104	5/105

※　積立ポイントは小数点第１位以下を切り捨て、ボーナスポイントは小数点第１位以下を切り上げ

第１４条（ポイント有効期限）

本サービスご利用中は積立ポイントおよびボーナスポイントに有効期限はありませんが、本サービスの解約により下記の有効期限が発生します。

	積立ポイント	ボーナスポイント
有効期限 (サービスご利用中)	なし	なし
有効期限 （サービス解約後）	10 年(※)	2 年(※)

※　有効期限の起算日は解約日ではなく、最終の契約更新日です。(第５条・第１５条)

第１５条（解約）

１．会員の都合により本サービスを解約する時は、ミサワオーナーズクラブ内の専用ページから解約手続きを行なうものとします。
２．解約をした場合であっても、積み立てた積立ポイントは原則的に返金されません。
３．解約後は第１４条所定のポイント有効期限が発生します。
４．本条１項もしくは第６条４項による解約後であっても、第４条所定の入会申込手続を行う事で再度本サービスをご利用いただく事ができます。解約後、第１４条所定のサービス解約後のポイント有効期限内に再度の入会申込み手続を行った場合は、当該入会申し込みによるサービスご利用中は、解約前に積み立てた積立ポイントおよびボーナスポイントについても第１４条所定のサービスご利用中の有効期限を新たに適用します。
５．解約後の１ヶ月以内の再入会の場合、再入会後の初回決済は解約前の最終契約更新日の１ヶ月後となります。

第１６条（契約の拒否・解除）

１．会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、会員契約の締結前であれば会員契約の締結を拒否し、会員契約締結後であれば直ちに本サービスの提供を停止し、または停止とともに会員に通知することなく会員契約の解除を行うことができるものとします。
（１）不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
（２）当社およびその関係者に著しい迷惑や損害を与えた場合またはそのおそれがある場合
（３）会員の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると判断した場合

（４）暴力団、その他反社会的と認められる団体、公序良俗に反する団体若しくはその関係者であることが判明した場合
（５）本規約のいずれかに違反した場合
（６）入会申込時に虚偽の申告をした場合
（７）その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断するに至る合理的な理由がある場合

２．当社が会員契約の締結を拒否した場合には、会員契約は成立せず本サービスは開始しません。
３．当社が会員契約を解除した場合には、当社による会員資格の取消と同時に会員契約は終了し、積み立てた積立ポイントおよびボーナスポイントに第１４所定の有効期限が発生します。

第１７条（本サービスの終了）
１．当社は、本サービスの継続を困難と判断した場合には、本サービスを終了することができるものとします。
２．前項により本サービスが終了した場合、終了と同時に会員契約は終了し、積み立てた積立ポイントおよびボーナスポイントにつき、第１４所定のサービス解約後の有効期限と同等の有効期限が発生します。
３．前項にかかわらず、本サービスの終了が資金決済法第２０条１項各号に該当する場合、当社は会員に対し、同条に定める方法により、積み立てた積立ポイントの払い戻しをするものとします。

第１８条（本人確認）
各種手続きにおいて、ミサワオーナーズクラブへのログインを以て本人確認とします。

第１９条
本契約に起因または関連する紛争が生じた場合、会員と当社の双方にて協議の上、合意したところに従って解決するものとします。

第２０条（その他）
１．会員は、その権利を第三者に譲渡、贈与、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。
２．不可抗力その他当社の支配の及ばない事由により、本契約に基づく当社の義務を遅滞し又は履行できない場合には、当社は責任を免れるものとします。
３．会員は、所有するデータおよびプログラムを保護するための適切な防御処置を会員の責任において実施するものとします。
４．相続により会員が変更になる場合は、下記ご相談窓口までご連絡ください。

（本サービスに関するご相談窓口）
ミサワホーム　ミサワオーナーズクラブ事務局

〒163-0833　東京都新宿区西新宿 2-4-1
お客さま専用フリーダイヤル：0120-507-330　9 時-18 時（土日祝・年末年始を除く）
メールアドレス：M_Owner@home.misawa.co.jp